平成２３年（フ）第５７３号
愛知県小牧市下小針中島１丁目142番地
破産者　有限会社小針工業
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５８号
大阪府岸和田市土生町２丁目31番31号
破産者　株式会社ミロ
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６７５号
大阪府岸和田市小松里町2142番地
破産者　株式会社バーニング興業
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
兵庫県美方郡新温泉町七釜12番地の１
破産者　株式会社ナカムラ
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
北海道上川郡東川町松山温泉
破産者　株式会社天人閣
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８号
盛岡市北山２丁目16番８号
破産者　有限会社オフィスエフ
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５５号
盛岡市神明町３番５号
破産者　株式会社イージークリーン
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７３６号
東京都町田市森野２丁目25番９号東海町田マンション309、開始決定時の住所東京都町田市森野２丁目20番９号ベル町田203
破産者　井之上勝司
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３４号
東京都日野市平山２丁目１番地の８
破産者　田中　秀明
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
神奈川県横須賀市阿部倉８番25号
破産者　有限会社こいで
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８００号
岐阜県各務原市新鵜沼台３丁目46番地
破産者　小木曽和三（旧姓田中）
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
岐阜県関市倉知2316番地６
破産者　堀江　　譲
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
岐阜県関市倉知2316番地６
破産者　堀江　直美
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
岐阜県郡上市白鳥町大島1356番地３
破産者　垣見　利佳
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４８号
岐阜県郡上市八幡町小野５丁目４番地７、開始決定時の住所岐阜県郡上市白鳥町大島1438番地１
破産者　垣見　義弘
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３２号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目246番地１
破産者　古川　聖一
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
岐阜県多治見市滝呂町８丁目135番地
破産者　奉城寿々枝こと　白　　彩欽
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７１８号
静岡県浜松市東区積志町51番地の１
破産者　株式会社セキシ
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
三重県鳥羽市安楽島町1331番地32
破産者　辻　　哲也
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第８０１号
京都市下京区中堂寺粟田町93番地　京都リサーチパーク６号館
破産者　株式会社大佛
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
広島県竹原市吉名町2855番地
破産者　株式会社三宅組
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２３号
沖縄県名護市字為又1220番地125
破産者　有限会社南友設備工業
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部